

児童福祉審議会の担任する事務の追加について

1. 改正する条例

茨木市附属機関設置条例 別表 市長の附属機関

2. 改正内容

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉審議会の担当事務が追加となるため。

■現行の担任する事務

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第2条第2項により、児童福祉法第46条第4項及び第59条第5項による命令に関する事務についての調査審議に関する事務

○児福法第46条第4項

児童福祉施設の設備運営が、基準に達せず、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、審議会の意見を聴き、業務の停止を命ずることができる。

○児福法第59条第5項

認可外保育施設について、児童の福祉のため必要があると認められるときは、審議会の意見を聴き、業務の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

■追加される担任する事務

改正児童福祉法第34条の15第4項及び第35条第6項

○改正児福法第34条の15第4項

市町村は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、児童福祉審議会を設置している場合にあつては、その意見を聴かななければならない。

○改正児童福祉法第35条第6項

保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

3. 施行日

子ども・子育て支援法の施行の日